

38. 長崎スタジアムシティ地区整備計画区域

別表第 2. 用途の制限（第 4 条関係）

(7) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
長崎スタジアム シティ地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの